



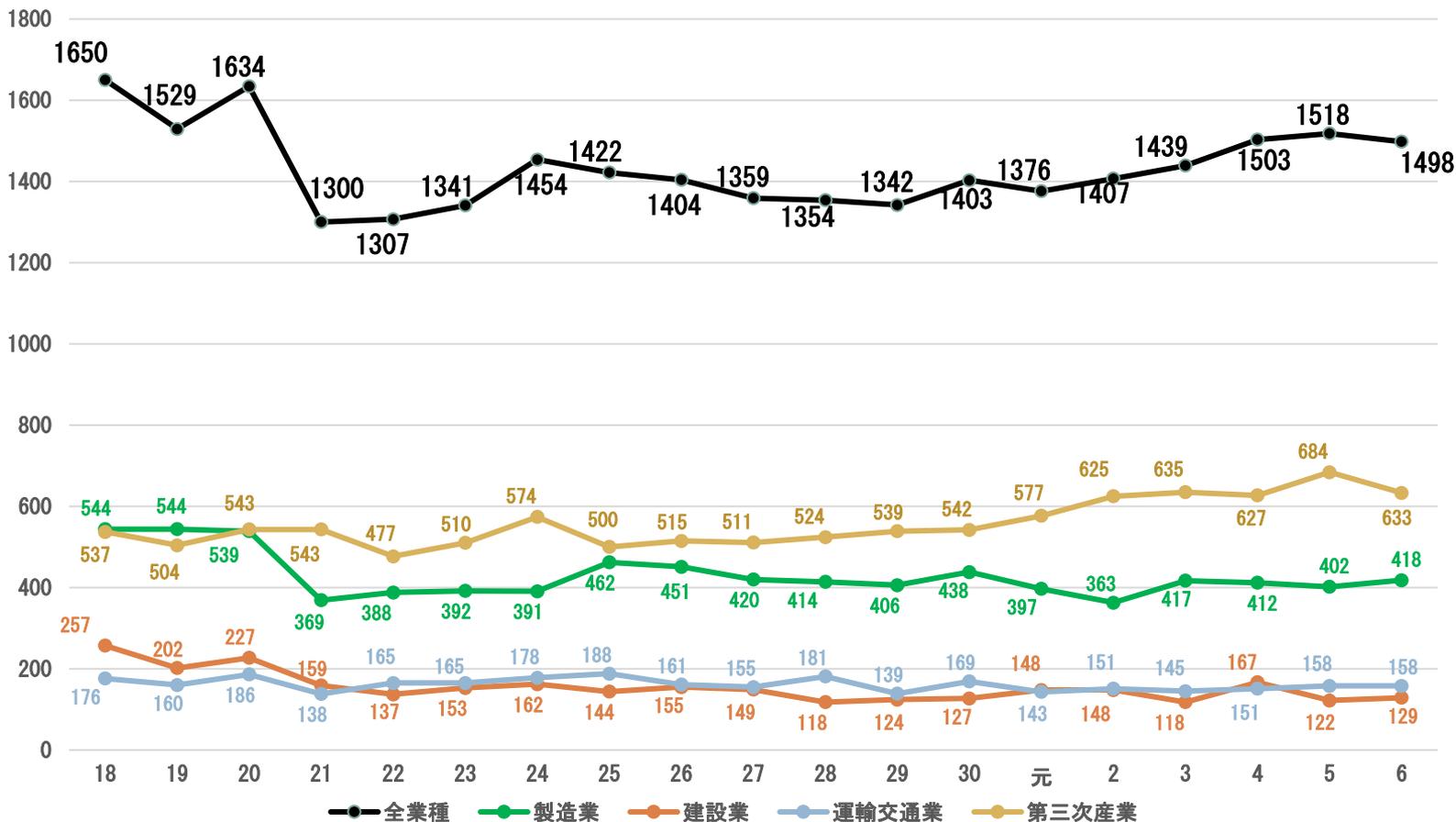
# 労働災害発生状況・労働 災害防止対策について

令和 7年 9 月  
彦根労働基準監督署



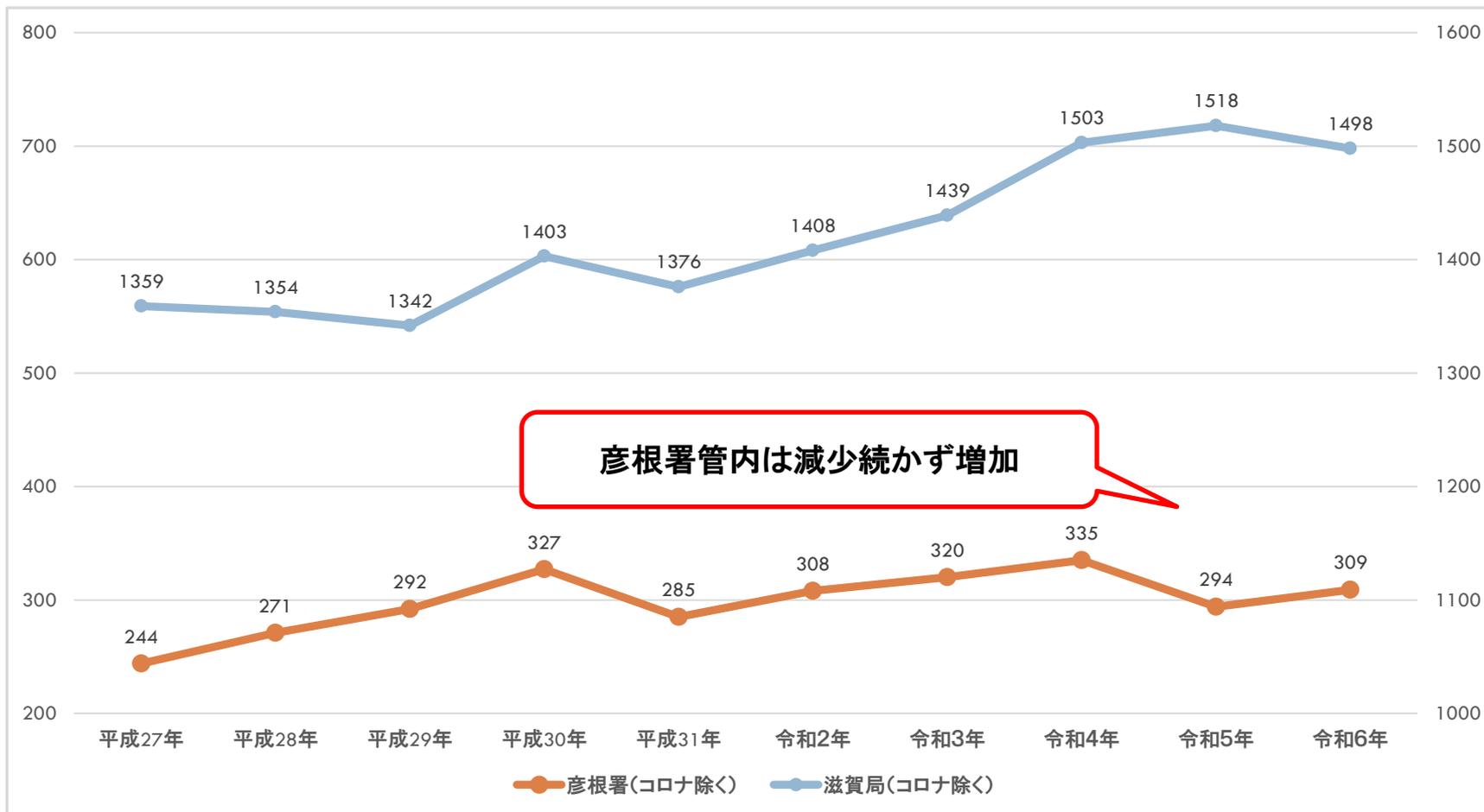
# 滋賀県の労働災害の推移（コロナ除く） （平成20年～令和6年 全産業）

## 休業4日以上死傷者数の推移





# 労働災害発生件数の推移(滋賀局管内 及び彦根署管内・コロナ除く)





# 彦根署管内全業種及び製造業の事故の型別労働災害発生状況 (令和6年・令和7年7月末時点速報値, コロナ除く。)

墜落・転落災害の増加は、  
製造業での件数増加が全  
業種においても反映。

転倒災害の増加が顕著。  
全業種では労災全体の4割を超える。

全業種	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻 き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・ 無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	15	24	11	11	23	9	24	19	136
R7.1～R7.7	21	62	5	11	13	7	14	16	149
増減	+6	+38	-6	0	-10	-2	-10	-3	+13

製造業	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻 き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・ 無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	2	6	2	3	19	6	9	7	54
R7.1～R7.7	7	10	0	6	9	4	4	6	46
増減	+5	+4	-2	+3	-10	-2	-5	-1	-8



# 第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

## ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

**誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！**

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

2025年  
6月1日  
施行

# 職場における熱中症対策の強化に関する改正 ～事業者には義務付けられる3のこと～

趣旨

熱中症のおそれのある者の**早期発見・重篤化防止**

対象作業

**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で  
**連続1時間以上**又は**1日4時間を超えて**実施が  
見込まれる作業

事業者の  
3つの  
義務

**①報告体制の整備義務**  
熱中症の自覚症状のある作業  
熱中症のおそれのある作業の  
発見者が  
**報告するための体制**  
(熱中症の対応部署や担当者)  
をあらかじめ定めること

**②対応手順の作成義務**  
参考例。実情に応じた作成を！  
熱中症のおそれのある者発見  
↓  
作業離脱、身体冷却  
↓  
医療機関への搬送

事業場内の緊急連絡網の策定

休憩場所の確保

冷却剤・経口補水液・氷等の  
事前確保

搬送先病院の所在地と連絡先の  
事前確認

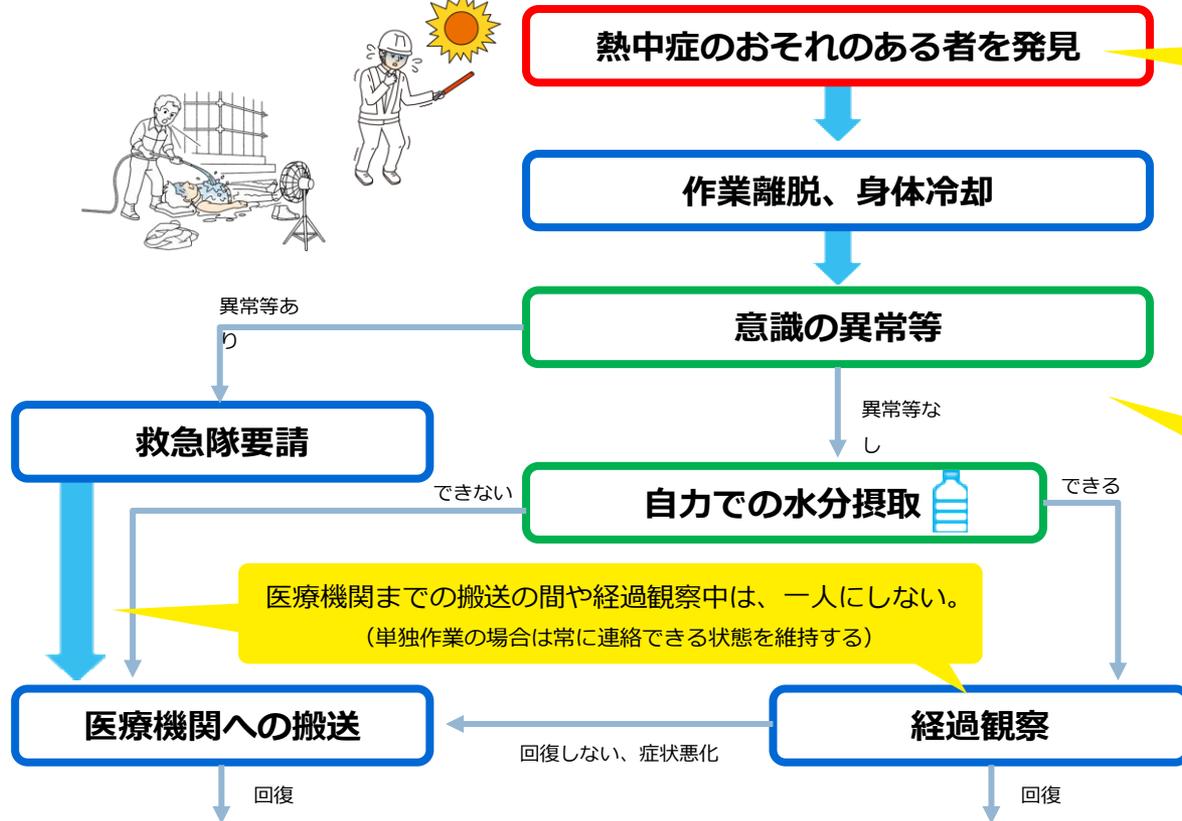
**③上記①②の関係作業員への周知義務**

要注意!

体調急変のおそれがあるため**体調不良者を1人にしないで!!!**

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症が疑われる症状例

### 【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、  
大量の発汗、痙攣等

### 【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直  
(こむら返り)、頭痛、不快感、  
吐き気、倦怠感、高体温等

## 「意識の有無」だけで

判断するのではなく、

- ① 返事がおかしい
  - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。  
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

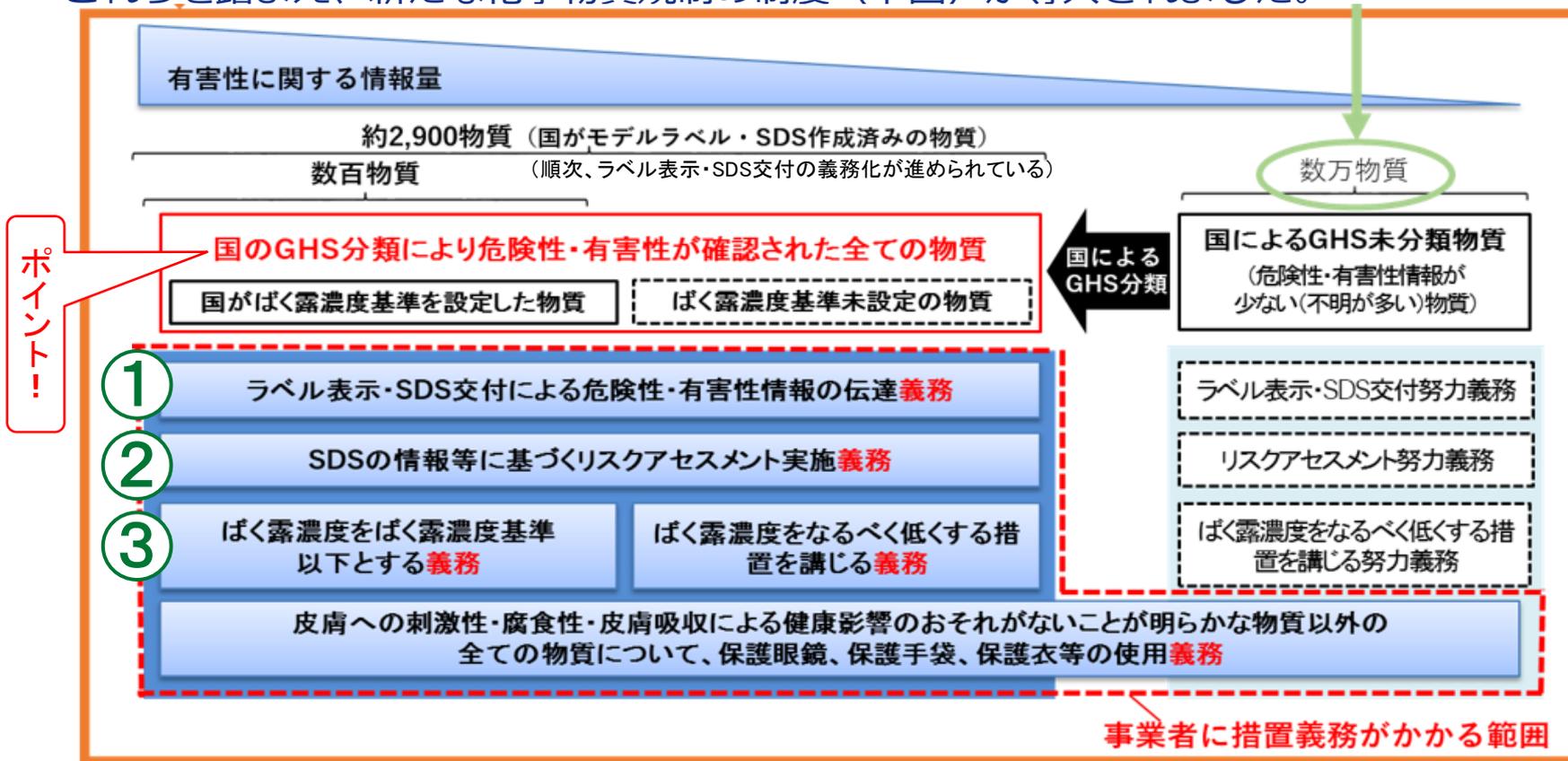
医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。  
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

令和7年6月現在、救急センター事業(#7119)は滋賀県では導入されていません！

# 見直し後の化学物質規制の仕組み (自律的な管理を基軸とする規制)

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。





# 化学物質のリスクアセスメントは いつ、実施義務がある？

(安衛則34条の2の7)

## <法律上の実施義務>

- 1.対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更**したりするとき
- 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更**したりするとき
- 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき

※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

## <指針による努力義務>

### 1.労働災害発生時

※過去のリスクアセスメント (RA) に問題があるとき

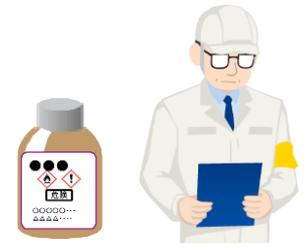
### 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき

### 3.過去にRAを実施したことがないとき

※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合



# 化学物質管理者の選任 選任が必要な事業場



2024(R6).4.1施行

(安衛則12条の5①)

氏名の周知(掲示など)も必要

リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(厚生労働省通達の抜粋)衛生管理者の職務は、事業場の衛生全般に関する技術的事項を管理することであり、また有機溶剤作業主任者といった作業主任者の職務は、個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うことであり、それぞれ選任の趣旨が異なるが、化学物質管理者が、化学物質管理者の職務の遂行に影響のない範囲で、これらの他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えないこと。

本規定の「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。

## 職務 内容

- ・ ラベル・SDS等の確認、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）など





# 化学物質管理者の選任 選任の要件



2024(R6).4.1施行 (安衛則12条の5③)

化学物質の知識不足、管理不足も災害要因であるため。

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(厚生労働省通達の抜粋)「厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習」は、厚生労働大臣が定める科目について、自ら講習を行えば足りるが、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。



(化学物質を製造する事業場)

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者または同等以上の者 (告示参照)
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

(化学物質を取り扱う事業場など)

等：6時間講習 (学科のみ) 令和4年9月7日 厚生労働省通達による

(厚生労働省通達の抜粋)「必要な能力を有すると認められる者」とは、安衛則第12条の5第1項各号の事項に定める業務 (リスクアセスメントの業務) の経験がある者が含まれること。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及び結果に基づく措置等	3時間

合計 12時間

免許 (衛生工学 or 第一種衛生管理者) 所持者は、3時間の科目免除が可能。



# リスクアセスメント対象物かの確認

(有機溶剤・特定化学物質等に該当するのかも併せて確認)

国内規制	
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	消防法の規定に従う。
特別安全対策	危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 移送時にイエローカードの保持が必要。
緊急時応急措置指針番号	129

## 15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

労働安全衛生法	作業環境評価基準 第2種有機溶剤等 危険物・引火性の物 名称等を表示すべき危険有害物（法第57条、施行令第18条別表第9） 名称等を通知すべき危険有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（法第57条の3）
消防法	第4類引火性液体、アルコール類
大気汚染防止法	揮発性有機化合物
海洋汚染防止法	有害液体物質
航空法	引火性液体
船舶安全法	引火性液体類
港則法	その他の危険物・引火性液体類
道路法	車両の通行の制限

## 16. その他の情報

参考文献 各データ毎に記載した。

<モデルSDSを利用するときの注意事項>

本安全モデルデータシートは作成年月日時点における情報に基づいて記載されておりますので、事業場においてSDSを作成するに当たっては、新たな危険有害性情報について確認することが必要です。さらに、本安全データシートはモデルですので、実際の製品等の性状に基づき追加修正する必要があります。また、特殊な条件下で使用するときには、その使用状況に応じた情報に基づく安全対策が必要となります。

SDSを確認する際には、**まず適用法令を確認し、有機溶剤・特定化学物質等の個別で規制されている物質か、そして、リスクアセスメント対象物かを確認し、該当の場合、必要な対応を行う。**

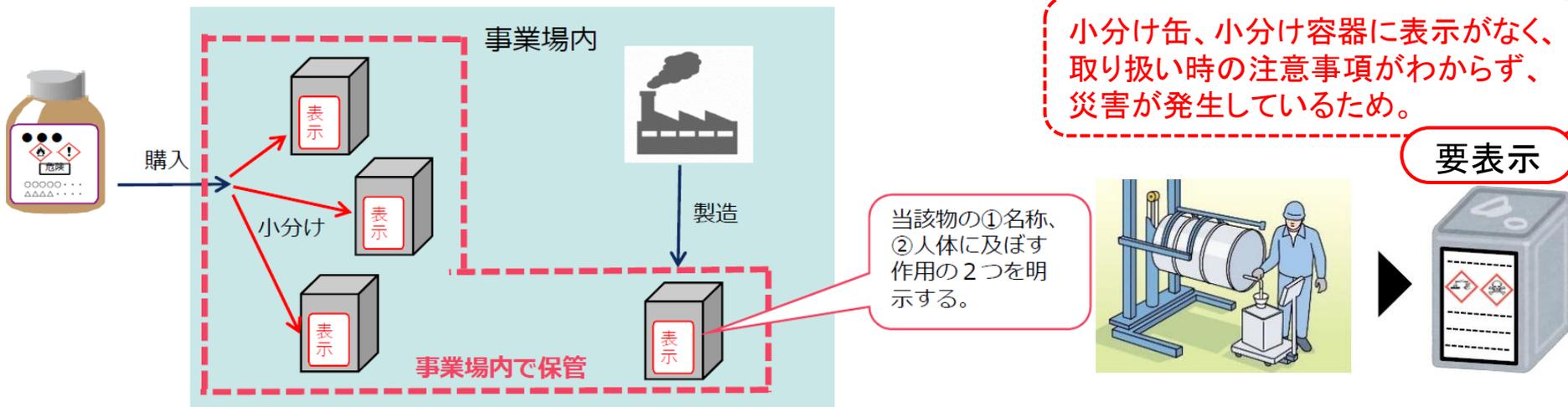
# 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行 (安衛則33条の2)

その他の方法:使用場所への掲示など

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質(ラベル表示対象物)について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



(厚生労働省通達の抜粋)本規定は(中間略)保管を行う者と保管された対象物を取り扱う者が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主たる目的であるため、対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで適用されるものではないこと。



# 制度の内容・職場の化学物質管理 に関する相談窓口



職場における化学物質管理に関する労働安全衛生法に基づく以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ラベル表示 ・安全データシート（SDS）・化学物質のリスクアセスメント
- ・ばく露防止措置 ・新たな化学物質規制への対応

事業者のための化学物質管理無料相談窓口（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

電話 050-5577-4862

厚生労働省の  
委託事業

受付時間 平日 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※ 土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2025年5月19日～2026年3月18日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



・法令について不明点があれば、彦根労働基準監督署または滋賀労働局にお問い合わせください。

# リスクアセスメントのすすめ

職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法。

## リスクアセスメントの重要性

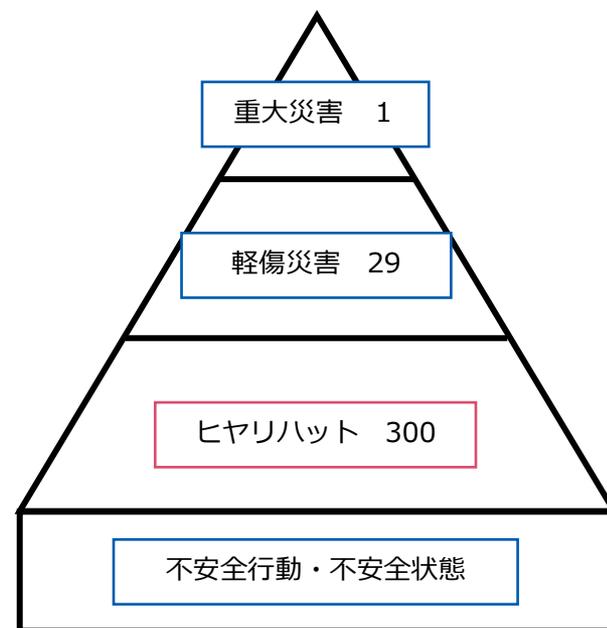
労働災害発生の背景には、ヒヤリハットや不安全行動、不安全状態がありますが、それを示したものがハインリッヒの法則（右図）です。

1の重大災害の背景には、29の軽傷災害、300のヒヤリハットと無数の不安全行動や不安全状態が存在します。

ヒヤリハット報告を導入している事業場もあると思いますが、ヒヤリ、ハットしない不安全行動や不安全状態は解消されているでしょうか。報告漏れはないでしょうか。

リスクアセスメントは指針が定められており、労働災害が発生した時だけでなく、新規の設備を導入した時や作業手順を変更したとき等も行うこととしています。

事故やヒヤリハットが実際に発生してからではなく、継続的に事業場の危険性や有害性のリスクを除去、低減することで、リスクが表面化する前に災害の目を摘むことができます。



# リスクアセスメントの手順

## 手順

- ①危険性・有害性の特定
- ②危険性・有害性ごとのリスクの見積もり
- ③リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討
- ④リスク低減措置の実施

## リスクの見積もり例

- 災害の発生可能性と重大性からリスクレベルを見積もる方法です。  
リスクの見積もりはリスク低減措置内容の検討でも行い、リスクが下がったことを確認します。

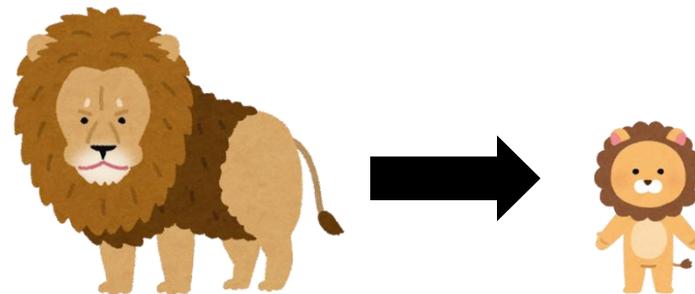
災害の発生可能性	
可能性ランク	記号
かなり起こる（3ヶ月に1回程度）	×
たまに起こる（年に1回程度）	△
殆ど起こらない（10年に1回程度）	○

災害の重大性（ケガの大きさ）	
重大性ランク	記号
極めて重大（死亡・重傷）	×
重大（休業災害）	△
軽微（不休災害）	○

# リスクアセスメントの手順

## リスク低減措置の優先順位

- リスク低減措置は次の順に検討してください。
  - ①設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更など
  - ②インターロックの設置などの工学的対策
  - ③マニュアルの整備などの管理的対策
  - ④個人用保護具の使用



## 優先順位の理由

- ライオンと人の例えが有名ですのでご紹介します。
  - ①ライオン（一般的には危険な生物）を別の小動物に置き換えると、危険性が下がります。
  - ②ライオンが必要な場合でも、首輪をつける、柵を設ける等で人との境を作り、危険性を下げます。
  - ③柵を設けても掃除や餌やりで近づく必要がありますので、掃除や餌やりの手順書、ルールを整備します。
  - ④首輪が外れる等でライオンと接触する可能性が残りますので、万一に備えて保護具をつけて作業します。
- この順番を守らなければ、せっかくの対策が台無しです。教育をしたから危険な機械を使っても大丈夫というわけにはいきません。対策は物から人という流れを遵守してください。

# リスクアセスメント実践

次の例でリスクアセスメントを実施してみてください。

ちなみにですが、リスクアセスメントの正解は1つではありません。

## 事例) 脚立を使って電気を交換していたときに墜落

電球が切れたので、事務所の端に置いてあった脚立で電球交換作業をしようとした。

他の人は忙しそうだったので、一人で作業することにしました。

電球交換は気づいた人がすることになっており、特にルールは決められていませんでした。

4段脚立の3段目からでは作業がしにくく、一番上の天板に乗ることにしました。

6段ほどの脚立は事務所から50mほど離れた倉庫にあったと思いますが、取りに行くのが面倒でした。

会社には脚立以外に高いところの作業に使えるものはありませんでした。

脚立の天板に電球を外したところ、バランスを崩して脚立から墜落しました。

よく見てみると脚立の脚部滑り止めが一部欠けていたようです。

脚立は半年に1回点検することにしていましたが、記録はつけていませんでした。



# リスクアセスメント実践

①危険要因の洗い出し	②現状の対策	③リスク		④評価	④リスク低減対策 (再発防止対策)	⑤対策後 リスク		⑥対策 後評価
		可能性	重大性	リスク レベル		可能性	重大性	リスク レベル

災害の発生可能性	
可能性ランク	記号
かなり起こる (3ヶ月に1回程度)	×
たまに起こる (年に1回程度)	△
殆ど起こらない (10年に1回程度)	○

災害の重大性 (ケガの大きさ)	
重大性ランク	記号
極めて重大 (死亡・重傷)	×
重大 (休業災害)	△
軽微 (不休災害)	○

リスクの見積り	リスクレベル	リスクの評価 (判定)	リスクへの対応
××	5	極めて大きい (受け入れ不可能)	受け入れ不可能なリスクであり、即座に他の作業方法に変更する必要がある。
×△、△×	4	かなり大きい (受け入れ不可能)	受け入れ不可能なリスクであり、抜本的な対策を実施する必要がある。
○×、×○、 △△	3	中程度 (受け入れ不可能)	受け入れ不可能なリスクであり、何らかの対策を実施する必要がある。
○△、△○	2	かなり小さい (許容可能)	許容可能なリスクであり、現時点では特に対策を実施する必要がない。(残留リスクあり)
○○	1	極めて小さい (受け入れ可能)	受け入れ可能なリスクであり、対策の必要がない。(残留リスクあり)

# リスクアセスメント実践

①危険要因の洗い出し	②現状の対策	③リスク		④評価	④リスク低減対策 (再発防止対策)	⑤対策後 リスク		⑥対策 後評価
		可能性	重大性	リスク レベル		可能性	重大性	リスク レベル
脚立のサイズがあっていない。	6段の脚立を使う。	△	△	3	てすりつきの脚立をつかう。	○	△	2
点検間隔が長い。	6月に1回点検。	×	△	4	使用前に点検する。	○	△	2

災害の発生可能性	
可能性ランク	記号
かなり起こる (3ヶ月に1回程度)	×
たまに起こる (年に1回程度)	△
殆ど起こらない (10年に1回程度)	○

災害の重大性 (ケガの大きさ)	
重大性ランク	記号
極めて重大 (死亡・重傷)	×
重大 (休業災害)	△
軽微 (不休災害)	○

リスクの見積り	リスクレベル	リスクの評価 (判定)	リスクへの対応
××	5	極めて大きい (受け入れ不可能)	受け入れ不可能なリスクであり、即座に他の作業方法に変更する必要がある。
×△、△×	4	かなり大きい (受け入れ不可能)	受け入れ不可能なリスクであり、抜本的な対策を実施する必要がある。
○×、×○、△△	3	中程度 (受け入れ不可能)	受け入れ不可能なリスクであり、何らかの対策を実施する必要がある。
○△、△○	2	かなり小さい (許容可能)	許容可能なリスクであり、現時点では特に対策を実施する必要がない。(残留リスクあり)
○○	1	極めて小さい (受け入れ可能)	受け入れ可能なリスクであり、対策の必要がない。(残留リスクあり)



# 彦根署管内全業種及び製造業の事故の型別労働災害発生状況 (令和6年・令和7年7月末時点速報値, コロナ除く。)

転倒災害の増加が全業種・製造業ともに顕著。

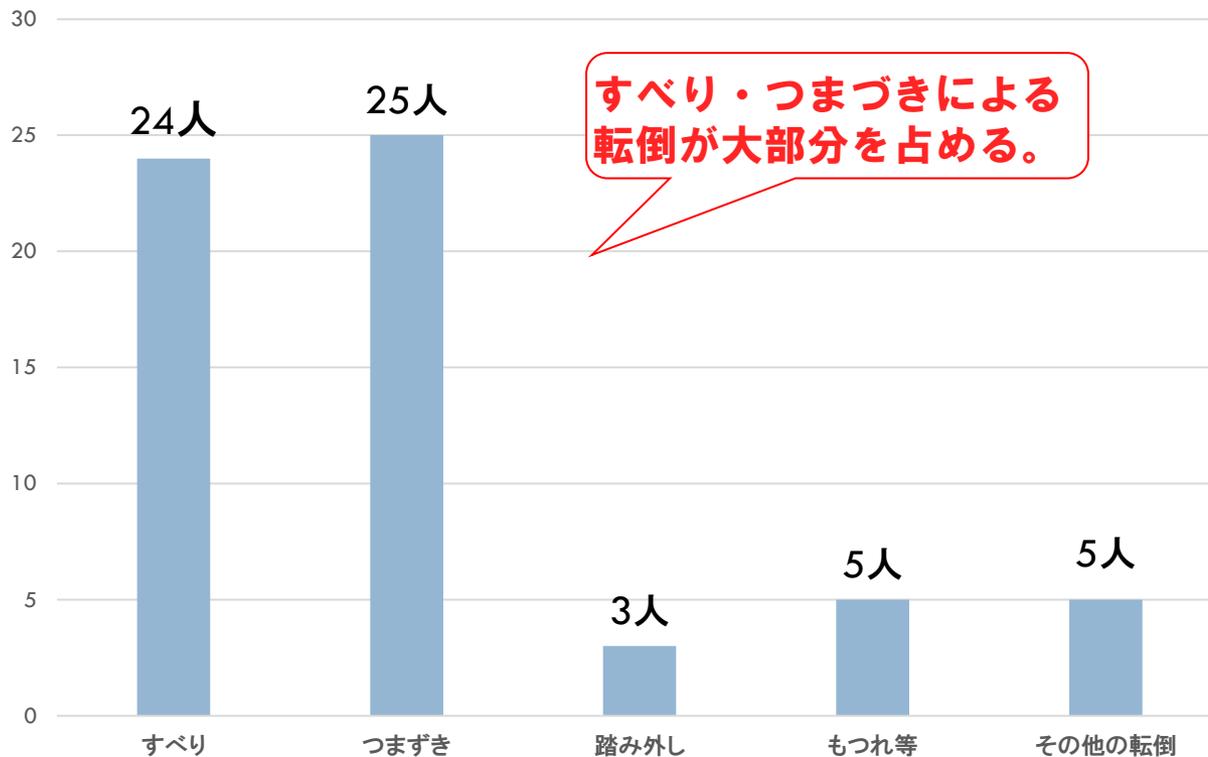
全業種	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	15	24	11	11	23	9	24	19	136
R7.1～R7.7	21	62	5	11	13	7	14	16	149
増減	+6	+38	-6	0	-10	-2	-10	-3	+13

製造業	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	2	6	2	3	19	6	9	7	54
R7.1～R7.7	7	10	0	6	9	4	4	6	46
増減	+5	+4	-2	+3	-10	-2	-5	-1	-8



# 彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年7月末時点)

転倒災害 転倒原因別

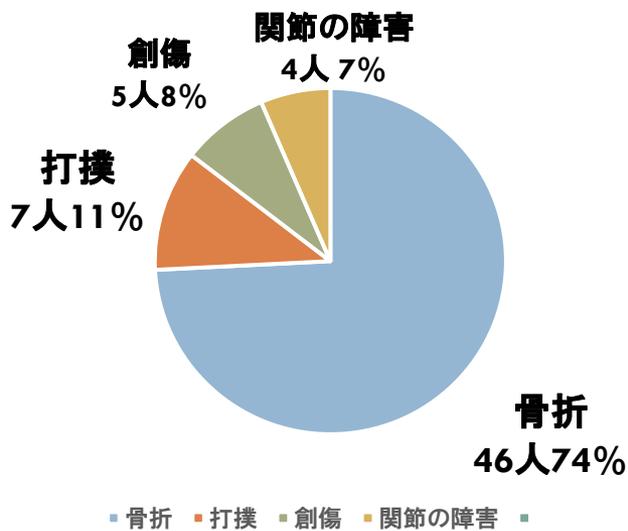




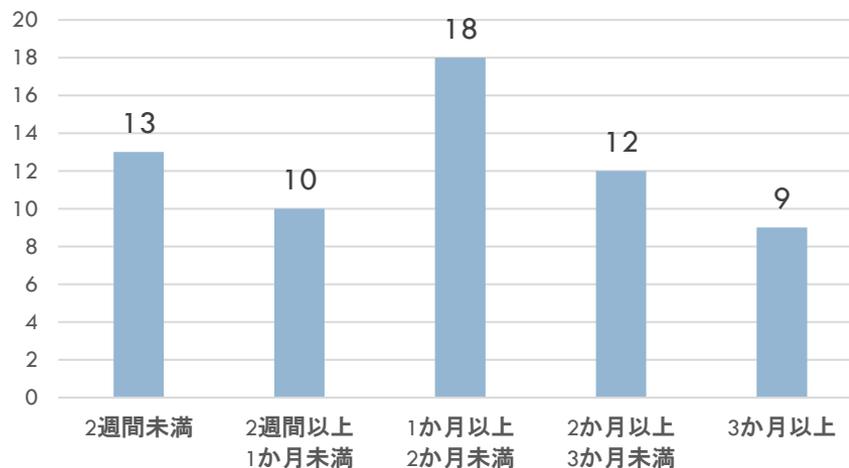
# 彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年7月末時点)

休業4日以上となる転倒災害では、骨折に至っている事例が非常に多い。  
そして、6割以上が1か月以上の休業を伴う。

全業種転倒災害 傷病性質



全業種転倒災害休業見込期間

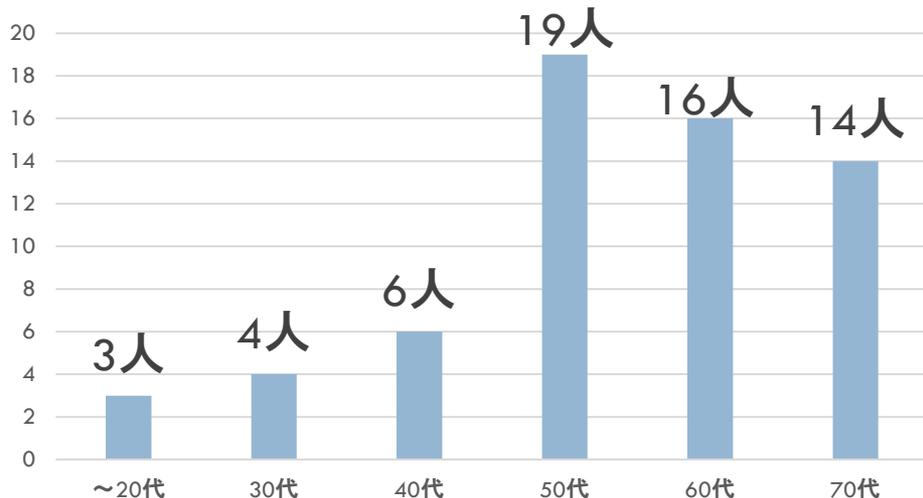




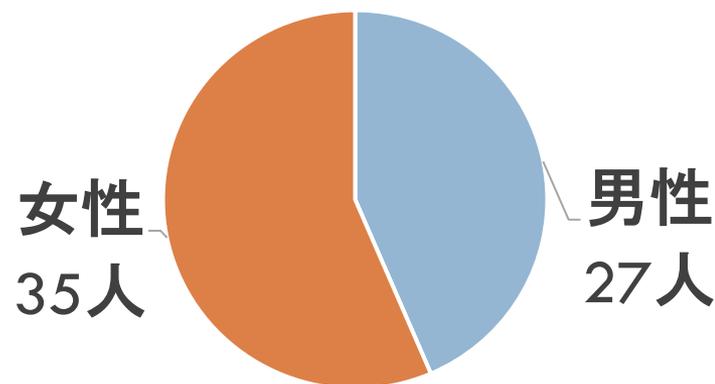
# 彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年7月末時点)

50代以上の労働者で約8割を占めている。  
男女比を確認すると、比較的女性に多い。

全業種転倒災害 年代別



全業種転倒災害 男女比





# 転倒災害防止のポイント

## つまずき

何も無いところで転倒、足がもつれて転倒 (27%)

転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入

作業場・通路に放置された物につまづいて転倒 (16%)

バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

通路等の凹凸につまづいて転倒 (10%)

敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまづいて転倒 (8%)

適切な通路の設定  
敷地内駐車場の車止めの「見える化」

作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っ掛けて転倒 (8%)

設備、什器等の角の「見える化」

作業場や通路のコードなどにつまづいて転倒 (7%)

※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

## 滑り

凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

従業員用通路の除雪・融雪  
凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する

作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する  
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）



水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)

滑りにくい履き物の使用  
防滑床材・防滑グレーチング等の導入、  
摩耗している場合は再施工  
隣接エリアまで濡れないよう処置

雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、  
防滑処置等の対策を行う



# 転倒災害防止のためのチェックシート（滋賀労働局作成）

## 転倒災害防止のためのチェックシート

～職場の転倒の危険をチェックしてみましょう～

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか<br>( <u>整理・整頓</u> )            | ⇒ | 通路、階段、出口などの歩行する場所には、物を放置しないようにしましょう。   |
| <input type="checkbox"/> 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか ( <u>清掃・清潔</u> )  | ⇒ | 床面が水、氷、油、粉類等で汚れている場合には放置せず、すぐに取り除きましょう。  |
| <input type="checkbox"/> 3 安全に移動できるように、十分な <u>明るさ</u> (照度) が確保されていますか          | ⇒ | 移動中に物につまずかないよう、適切な明るさ (照度) を確保しましょう。   |
| <input type="checkbox"/> 4 <u>作業靴</u> は作業に適したちょうど良いサイズのものを選び、定期的に点検していますか      | ⇒ | 作業に適した靴を選んで着用し、 <u>靴底の擦り減り</u> がないかなど、定期的に点検をするようにしましょう。                       |
| <input type="checkbox"/> 5 ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の <u>危険マップ</u> を作成し、周知していますか | ⇒ | 職場の危険マップを作成し、危険情報を共有しましょう。   |
| <input type="checkbox"/> 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、 <u>注意を促すステッカー</u> (標識) をつけていますか | ⇒ | 転倒の危険性がある場所にはステッカー (標識) をつけて、注意喚起をしましょう。                                       |
| <input type="checkbox"/> 7 ポケットに手を入れたまま歩いていませんか<br>(安全な <u>移動姿勢</u> )          | ⇒ | ポケットに手を入れて歩かないようにしましょう。<br><u>階段は手すりを使って</u> 昇降しましょう。                          |
| <input type="checkbox"/> 8 転倒災害を予防するための <u>運動</u> を取り入れていますか                   | ⇒ | <u>ストレッチ</u> や <u>体操</u> などを適宜行って、転倒災害予防に努めましょう。また、日ごろの <u>歩き方</u> も見直してみましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 9 転倒を予防するための <u>教育</u> を行っていますか                       | ⇒ | 転倒予防のための教育、研修を実施しましょう  |

## 取り組み事例①

- 階段の通行ルールを表示して手すりの使用を勧奨している例



- 踏み面端部に砂を混ぜた塗料を塗ることにより、耐滑性を高めている例



## 取り組み事例②

- 事務所出入口に防滑マットを敷いている例



- 段差箇所を黄色で目立たせ、注意喚起の表示を行っている例



## 取り組み事例③

- 出入口の通行ルールを定めて表示を行っている例



- 通路のL字コーナーにミラーを設置している例





# 職場における腰痛予防対策指針



## 職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾患の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってききましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

### 指針の主なポイント

#### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



#### <リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

#### <労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画 (Plan)」を立て、それを「実施 (Do)」し、実施結果を「評価 (Check)」し、「見直し・改善 (Act)」するという一連のサイクル (PDCAサイクル) により、継続的・体系的に取り組むことができます。

## (抜粋) 重量物の取り扱い

・重量物の取り扱いについては機械による自動化や台車・昇降装置などの使用により省力化を図る。

・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性 (満18歳以上) は体重の概ね40%、女性 (満18歳以上) は男性が取り扱う重量の60%程度とする。

**例** 男性で体重が60kgの場合は荷の重量24kgまで。女性で体重が50kgの場合は、荷の重量12kgまで。原則は、機械による自動化や、台車の使用による省力化を。



# 安全衛生対策について 個別に相談したいときは（無料）

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

#### 労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)



# 令和7年度滋賀県産業安全の日

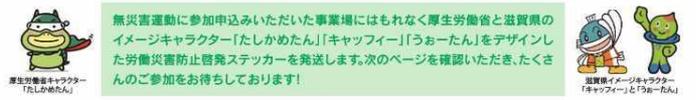


令和7年度 11月15日 滋賀県産業安全の日

無災害運動期間 11月1日～11月30日



無災害運動に参加申込みいただいた事業場にはもちろん厚生労働省と滋賀県のイメージキャラクター「たしかめたん」「キャプティン」「うおーたん」をデザインした労働災害防止啓発ステッカーを発送します。次のページを確認いただき、たくさんのご参加をお待ちしております!



滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、労働災害防止についての意識の高揚を図ってきました。また、より多くの事業場、業種において労働災害防止に向けた機運を向上させること、各事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的として、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を活性化し、年末に向けて労働者一人ひとりの労働災害防止の意識高揚を図ることします。

**1 主唱者** 滋賀労働局・各労働基準監督署

**2 実施者** 県内の事業場

**3 主唱者の実施事項**

- ①「滋賀県産業安全の日」と「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報啓発
- ② 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- ③ 実施者の実施事項に対する指導援助

**4 実施者の実施事項**

(1)「滋賀県産業安全の日」に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高める意思表明
- ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
- ③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知

(2)無災害運動期間に実施する事項

- ①「滋賀県産業安全の日」の横断幕、立て看板、ポスター等の掲示
- ②「滋賀県産業安全の日 無災害運動」ステッカー等による労働者一人ひとりの安全意識の高揚を促す啓発活動
- ③ 安全基準や安全作業手順の総点検及び遵守状況の確認
- ④ リスクアセスメントの実施及び実施結果に基づく改善
- ⑤ 安全衛生教育の実施
- ⑥ 労働災害を発生させない職場づくりのため、各事業場の特性に応じた安全衛生活動
- ⑦ メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立、健康アクション宣言等への参加等、労働者の健康確保対策

## 「滋賀県産業安全の日無災害運動」には是非ご参加ください



- 主唱者 滋賀労働局・各労働基準監督署  
主催者 (公社) 滋賀労働基準協会  
建設業労働災害防止協会滋賀県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部  
(一社) 日本ボイラ協会京滋支部  
(一社) 日本クレーン協会滋賀支部  
(公社) 建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部  
(一社) 滋賀ビルメンテナンス協会

滋賀労働局では、「滋賀県産業安全の日」(11月15日)を中心とする1か月間に、事業場で安全衛生活動に積極的に取り組んで、期間中の無災害を目指すとともに、活動を継続的に行うことにより、明るい年末・年始を迎えていただくことを提唱しています。

▶注目 参加申込みいただいた事業場には運動期間中の労働者の啓発活動にご利用いただけるステッカーを申込み後から順次発送させていただきます。

つきましては、本運動の趣旨をご理解の上、ご参加いただきますようお願いいたします。

- **運動期間** 令和7年11月1日(土)～11月30日(日)
- **参加資格** 県内の事業場(事務所、工場、店舗、建設現場等)であって、滋賀県産業安全の日無災害運動の趣旨に賛同し、安全衛生活動に取り組む事業場
- **参加申込方法** 申込み期間：令和7年8月1日(金)～令和7年10月31日(金)  
PC・スマートフォンから簡単に入力できる【滋賀労働局アンケートフォーム】(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaiigai>)からお申込みください。  
郵送、メール等によるお申込みの場合は、「参加申込書」(様式1)に必要事項をご記入の上、滋賀労働局健康安全課まで送付ください。
- **結果報告** 結果報告〆切：令和7年12月15日(月)  
PC・スマートフォンから簡単に入力できる【滋賀労働局アンケートフォーム】(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigaikeka>)から結果報告ください。  
郵送、メール等による結果報告の場合は、「結果報告書」(様式2)に取組内容等をご記入の上、滋賀労働局健康安全課まで郵送、FAXまたはメール等でご報告ください。
- **とりまとめ等** 滋賀労働局では、無災害運動の結果をとりまとめて公表し、労働災害が減少する方策の検討にいかします。また、次の4点で参加事業場を応援します。
  - ・啓発グッズの配布
  - ・参加事業場名をホームページに掲載(※)
  - ・期間中に無災害だった事業場名をホームページに掲載(※)
  - ・希望する事業場へ無災害運動参加証を交付(※) 非公表希望の事業場を除きます。



# 滋賀県産業安全の日無災害運動

(様式1：様式の電子データは滋賀労働局HPに掲載しています)

※参加申込みは、参加申込フォーム  
(<https://site.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigai>) からお申込みください。  
※郵送、メール等の場合はこちらの様式を滋賀労働局健康安全課(連絡先下記参照)へご提出ください。



## 令和7年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」参加申込書

当事業場は、「滋賀県産業安全の日無災害運動」の趣旨に賛同し、令和7年11月1日から11月30日までの間に実施される無災害運動に参加します。

令和7年 月 日提出

事業場の名称	
所在地	〒
事業場の業種	1. 製造業 2. 建設業 3. 運輸業 4. 商業 5. その他 ( )
事業場担当者の職氏名、連絡先	職名 氏名 電話番号 - -
ステッカー希望シート数	希望なし・1シート(27枚)・2シート(54枚)・3シート(81枚)・4シート(108枚)・5シート(135枚) <small>希望数も〇で囲んで下さい。(1シートあたり27枚・最大5シートまで)</small>
参加事業場の名称(名称のみ)を滋賀労働局ホームページに掲載しますが、掲載を希望されない場合は、右を〇で囲んで下さい。	掲載を希望しない
運動期間中の実施予定事項	1. 「滋賀県産業安全の日」の横断幕やポスター等の掲示 2. 「滋賀県産業安全の日 無災害運動」ステッカー等による労働者への啓発 3. 安全基準や作業手順の総点検及び遵守状況の確認 4. リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善 5. 事業場トップによる安全意識を高める意思表示 6. 事業場トップによる安全衛生パトロール 7. 安全衛生の取組についての労働者の家族に対する周知 8. 安全衛生教育の実施 9. 労働者の健康確保に取り組む(①～③)に該当する場合は○を、(4)の場合は内容を記載ください。 (1)メンタルヘルス対策に取り組む。 (2)治療と職業生活の両立に取り組む。 (3)健康アクション宣言(協会けんぽの被保険者のみ)又はこれに類するものに参加 (4)その他 ( ) 10. 1～9以外の活動を行う(内容の記載をお願いします。) 概要:( )

所属している団体がございましたら左欄に〇印を記入して下さい。

(公社)滋賀労働基準協会	〒520-0806 大津市打出浜13-15 笹川ビル4F	(一社)日本ボイラ協会京滋支部	〒604-8261 京都市中京区御池通池小路東入ジョイ御池ビル2F
建設業労働災害防止協会滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜1-1-18	(一社)日本クレーン協会滋賀支部	〒521-1212 東近江市種町296
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部	〒524-0104 守山市本浜町2298-4	(公社)建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部	〒520-0043 大津市中央4-5-33 SKビル2-C
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部	〒520-2144 大津市大宮4-17-30 滋賀県林業会館内	(一社)滋賀ビルメンテナンス協会	〒520-0855 大津市栄町20-11久保ビル3階
上記以外(団体名)			

(〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働局健康安全課 TEL:077-522-6650 FAX:077-522-6625)  
Email: kenkouzenka-shigakoku@mhlw.go.jp 注: mhlwの1は、エルです。

(様式2：様式の電子データは滋賀労働局HPに掲載しています)

※結果報告は、結果報告フォーム  
(<https://site.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigai>) から報告ください。  
※郵送、メール等の場合はこちらの様式を滋賀労働局健康安全課(連絡先下記参照)へご提出ください。



## 令和7年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」結果報告書

当事業場で令和7年11月1日から11月30日までの間に実施した運動の結果は、下記のとおりでしたので報告します。

令和7年 月 日

事業場の名称	
所在地	〒
事業場担当者の職氏名、連絡先	職名 氏名 電話番号 - -
運動期間中の実施事項	1. 「滋賀県産業安全の日」の横断幕やポスター等の掲示 2. 「滋賀県産業安全の日 無災害運動」ステッカー等による労働者への啓発 3. 安全基準や作業手順の総点検及び遵守状況の確認 4. リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善 5. 事業場トップによる安全意識を高める意思表示 6. 事業場トップによる安全衛生パトロール 7. 安全衛生の取組についての労働者の家族に対する周知 8. 安全衛生教育の実施 9. 労働者の健康確保に取り組む(①～③)に該当する場合は○を、(4)の場合は内容を記載ください。 (1)メンタルヘルス対策に取り組む。 (2)治療と職業生活の両立に取り組む。 (3)健康アクション宣言(協会けんぽの被保険者のみ)又はこれに類するものに参加 (4)その他 ( ) 10. 1～9以外の活動を行う(内容の記載をお願いします。) 概要:( )
具体的内容	※欄内に書き切れない場合は別紙を添付いただいで構いませんが、その場合も枚数が多くならないよう簡潔にお願いいたします。
滋賀県産業安全の日無災害運動参加証の送付	希望する ・ 希望しない (いずれかを〇で囲んでください。) ※今年度から交付を希望する事業場のみの送付となっております。無記入の場合は送付いたしませんのでご了承ください。

運動期間中(11月)の労働災害発生状況(いずれかを〇で囲んでください。)	無災害 ・ 災害発生
無災害事業場について、無災害事業場の名称(名称のみ)を滋賀労働局ホームページに掲載しますが、掲載を希望されない場合は、右を〇で囲んでください。	掲載を希望しない

よろしければ、次のアンケートにお答えください(いずれかを〇で囲んでください。)

(一社) 滋賀県経済産業協会の会員企業ですか? <small>(経産協は「滋賀県産業安全の日」を協賛しています)</small>	はい ・ いいえ
昨年度までも参加されましたか?	令和4年度 令和5年度 令和6年度 参加 不参加 参加 不参加 参加 不参加

(〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働局健康安全課 TEL:077-522-6650 FAX:077-522-6625)  
Email:kenkouzenka-shigakoku@mhlw.go.jp 注: mhlwの1は、エルです。